

始長障福第 323 号
令和 5 年 6 月 16 日

指定障害児相談支援事業所 管理者 様

始良市長寿・障害福祉課長

新規サービス利用時の診断書等の有効期限及び
サービスが一旦終了となった受給者の再申請について（通知）

平素より、本市福祉行政にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、表題の件につきまして、これまでその対応につきまして明確な基準をお示しできておらず、都度ご相談をいただいていたことから、今後は下記の通り取扱うこととしましたので、お知らせいたします。

ご不明な点等ございましたら、お問合せください。

記

1. 診断書等の有効期限：診断書等の作成日から 3 か月間
但し、虐待が疑われるケースであいびあが介入しており、迅速な対応が必要な場合はこの限りではありません。
2. サービスが一旦終了となった受給者が再申請する際に診断書等の提出を要さない期間：
サービス支給終了日の翌日から起算して 3 か月以内

【問合せ先】

始良市役所 保健福祉部
長寿・障害福祉課 障害者福祉係
☎ (0995) 66-3251 (直通)